

〔翻 訳〕

版画集『シナの刑罰』の訳注

佐 立 治 人

目 次

はじめに

著者について

版画について

『シナの刑罰——英文と仏文との説明を伴う二十二の
版画によって図解される——』

序 文

図版 1～22

はじめに

本稿は The Punishments of China, Illustrated by Twenty-two Engravings, with Explanations in English and French, London, 1801. のうち、英文の和訳である。仏文も英文と同じ内容である。テキストには関西大学図書館所蔵の一八〇四年版を用いた。和訳に当たっては、鈴木秀光「“The Punishments of China” 簡介」（『東洋法制史研究会通信』第23号掲載、2013年）を参考にした。本書の書誌情報はこの鈴木論文に委ねる。本書の版画全二十二枚は、縦36cm、横26cmの各頁に一枚ずつ、色刷されている。本稿では、御覧のように、縮小して、白黒で掲載した。なお、鈴木論文に記されているように、本書はいくつかのウェブサイトでその全体の閲覧が可能になっている。例えば、Internet Archive というウェブサイトに図書名（The Punishments of China）を入力すれば、閲覧することができる。

著者について

本書には著者名が記されていない。Dictionary of Anonymous and Pseudonymous English Literature は〔By George Henry Mason.〕とする。シヨージ・ヘンリー・メイソンは The Costume of China, Illustrated by sixty Engravings, with Explanations in English and French, London, 1800. の著者である。The Costume of China と The

Punishments of China とは同じ体裁の書物であり、どちらも Dadley が彫った版画を用いている。

The Costume of China の著者自身の序文に拠れば、メイソンは、一七八九年から一七九〇年にかけて、第三十六連隊の陸軍中尉、コロマンデル海岸のイギリス国軍の旅団長として、カントン（広州）に数ヶ月滞在した。その序文の中でメイソンは「当時イギリスの在外商館に住んでいた幾人かの紳士の親切なもてなしから、私は、数ヶ月の滞在の間に、重要な情報を受け取った。これらの紳士の援助の下に、私は、シナの商業組合の商人たちによって彼ら自身の家で行われた数度の接待に参加した。この有利な条件から、いくつかの贈り物、根気のよい努力、そして、忍耐力のたびたびの発揮の助けによって、私は、シナの習俗に関する、全く取るに足らないわけではない知識を手に入れた。」と述べている。

続けてメイソンは「シナ人は、ひとまとめにして言えば、彼らの平和な技術については器用であり、彼らの礼儀作法については丁重で洗練されており、彼らの民間の慣行については道徳的で賢明であり、彼らの刑法については公正で丁寧であるように見える。そして、彼らを世界で最も幸福な人民の一つにする啓示宗教の祝福以外には何も欠乏していない。」と述べている。ここで「刑法 (penal laws)」に言及しているから、メイソンが『シナの刑罰』の著者であっても不自然ではない。メイソンはまた、それぞれの版書の説明文を作成するに当たって、自分の記憶が不十分である箇所では、Nieuhoff や Navarette から Saunton や Van Braam に至る、ほとんどすべての旅行者の物語から注意深く選んだ記述によって埋め合わせた、と述べているから、メイソンが『シナの刑罰』の著者であるとすれば、『シナの刑罰』の版書の説明文の中にも、著者以外の、中国への旅行者の記述が含まれている可能性がある。

版画について

The Costume of China の序文の中でメイソンは「ヨーロッパの友人たちによりよい情報を提供するために、私は、シナ人のそれぞれの習慣や活動を表現する正確な線描画を手に入れた。(中略) もともと公衆の閲覧のために用いるつもりではなかったのに、それらの線描画は、かくして、幾人かの学識のある才気あふれる友人たちの勧めにより、自分の画帳から、十年の私蔵の後、放ち出されるのである。」と述べている。そして、The Costume of China の版画を見ると、“Pu-Qua, Canton, Delin.” “Dadley, London, Sculpt.” “Published, May 4, 1799, by W. Miller, Old Bond Street, London.” と記されている。

る。これらの記述から、メイソンは一七九〇年頃、カントンで Pu-Qua（漢字不明。）という中国人画家から線描画を買い入れ、十年後の The Costume of China の出版時に、Dadley という版画家がロンドンで、Pu-Qua の線描画をもとにして版画を作成したことが知られる。

しかし、『シナの刑罰』の版画を見ると、“Engraved by Dadley, for W. Miller, Old Bond Street, London, January 1, 1801.”とだけ記され、Pu-Qua の名が記されていない。Dadley が何をもとにして『シナの刑罰』の版画を作成したのか不明である。

『シナの刑罰——英文と仏文との説明を伴う二十二の 版画によって図解される——』

序 文

シナの刑法典は、あらゆる犯罪のそれぞれに一つずつの刑罰が割り当てられる、という風に編集されている。これらの一連の刑罰が以下の図版の中で示されている。

シナの立法府の知恵は、強盗犯（robbers）に対する処分の中に最も顕著に現れている。もし、強盗犯がどのような攻撃用の凶器も使用せず、かつ、携帯しないならば、他人からいくらかの現有財産を単に奪ったという理由では、誰も死刑の判決を下されない。（清律の刑律、賊盜、白昼搶奪条に「白昼、人の財物を搶奪する者は杖一百徒三年。贓を計りて重き者は窃盜の罪に二等を加う。（小注。罪止杖一百流三千里。）」と定められている。ただし、同条に附された条例に「白昼、人の財物を搶奪して一百二十兩以上に至る者は、窃盜満貫律に照らして絞監候に擬す。」と定められている。「搶奪」は凶器を持たずに人の財物を強奪することである。佐立注。）この賢明な勅令は強盗行為をまれないものにする。法律の大胆不敵な侵犯者は、抵抗されたときに、彼自身の生命を守るかもしれない、あるいは、略奪された人の生命を害するかもしれない手段を持っていくことをためらって、彼の略奪行為を窃盜行為に、大抵、制限する。そして、殺人を伴う強盗行為は、当然、大変まれにしか行われぬ。シナの法律の中に見られる、正義、中庸、知恵を示すこの例は、ある特定の飾りを身につける行為が死罪に当たると宣言する命令（何を指すのか不明。佐立注。）と対照をなす。また、拷問によって強要された虚偽の情報に耳を傾ける習慣とも対照をなす。

本書の中に提示されている刑罰に加えて、多くの著者が、弑逆、親殺し、反乱、裏切り、煽動の罪があると判決された罪人に対してシナ人によって科されている、他の大変厳しい種類の刑罰に言及している。しかし、それらの刑罰の線描画は、そして、言葉に

よる描写でさえも、感情に対して見苦しい暴力を加えるであろうし、シナの政府の中であまねく認められている節度と知恵とを糾弾するよう我々を誘導するであろう。

この種類の描写によって手に入れられる主な好ましいものは、それらの目新しさとそれらが伝える情報とを除けば、地球のある区域に隆起する胸の中に（原文。in those bosoms that heave upon a tract of the globe, 仏文は dans le coeur de ceux qui habitent une partie du globe, 「地球のある部分に住む人々の胸の中に」となっている。）それらが産み出す安心感から生まれる。そこでは人々は（拷問の）引き延ばされた苦しみによって痛めつけられることから守られている。そこでは人の無罪は、苦痛に耐える彼の精神の、または肉体の力によって判断されるのではない。そこでは独裁政治や狂信的行為や無秩序が、残酷さへ向かう、その凶暴な性質を發揮することができない。そこでは死刑はただ、邪悪な人間が彼らの同胞に対して侵害を行うことを抑止するために、そして、犯罪者がさらなる悪事を行う力を持つことを妨げるためにだけ、社会秩序の鎖の必要な輪の一つとして設けられ、許されている。これらの目的は、重罪犯人から彼の存在を公然と剝奪することによって、十分になえられる。イギリスでは、死刑は、情け深い国民が受け入れることができるであろう最も短い時間で終わる、そして、残酷さから最も遠い方法で執行される。そして、その情け深い国民の天性の勇敢さが、死刑を受けている人間の苦痛に対するこの注目によって、さらに明らかにされる。

【訳者附記】

この序文の後半部分の意味がよくわからない。清朝の刑罰や拷問のような残酷な刑罰や拷問が西欧に存在しないことは、西欧の人々に安心感を与える、と言いたいのであろうが、旧中国の拷問は、明白と考えられる証拠があるにもかかわらず自白しない被疑者に対して、法律に定められた手続きに従って行われるものである。また、旧中国の裁判で有罪判決を下すためには、自白だけではなく、明白な証拠が必要である。また、旧中国には独裁政治 (tyranny) も無秩序 (anarchy) も存在しない。そして、『書経』に「刑は刑無きを期す。」と記されているように、死刑に限らず、旧中国の刑罰は、犯罪を抑止する目的で、その目的を果たすのに必要な限度で設けられている。旧中国の斬刑と絞刑とは、「最も短い時間で終わる、そして、残酷さから最も遠い方法で (in a manner the most instantaneous and least sanguinary)」執行される死刑であると言える。

清律の条文を全て英訳したストーントン訳『大清律例』が一八一〇年に刊行される前

の一八〇一年に刊行された『シナの刑罰』の序文の筆者が、清律の白昼搶奪条の内容を知っていたことに注目したい。やはり、『シナの刑罰』の著者はメイソンであって、メイソンはカントンの中国商人から、白昼搶奪条について教わったのであろうか。

図版1 判事の前被告人



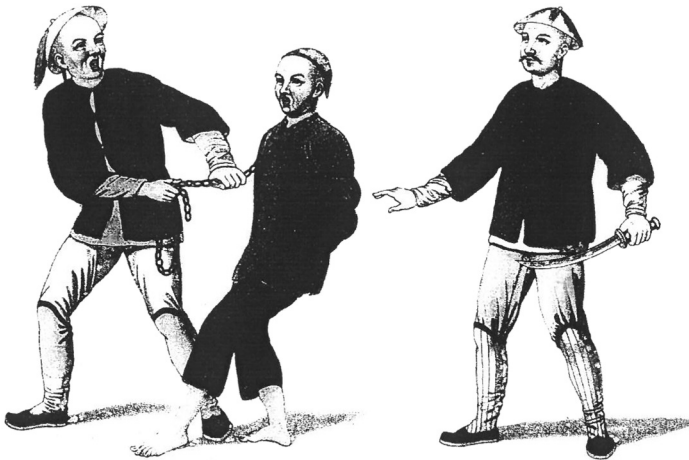
シナでは、裁判官は、毎日、朝晩、彼自身の家で裁判を行うのが習慣である。そこでは、彼は、彼の秘書または書記に付き添われている。また、下級の公務員に付き添われている。そのうちの幾人かは鉄のかせを持ち、別の幾人かは板子（叩き棒。佐立注。）を持っている。彼の右手には訴追者もしくは通報者（これは間違い。判事の従僕である。原告人は被告人と並んで判事の前で跪く。鈴木前掲論文注2参照。）が立つ。そして、彼の前には絹のカバーを掛けられたテーブル、秘書が供述及び抗弁を書き留めるための筆記用具がある。供述及び抗弁は黒インクで書かれ、判事が赤インクでそれらに署名し、同じ色でそれらに押印する。テーブルの上には、また、先端が赤く塗られたいくつかの小さい棒がある。これらは開いた箱の中に入れておかれ、次のような方法で用いられる。もし、被告人が軽微な法律違反の罪があると判決されるならば、判事は直ちに彼に懲罰を受けさせ、彼を釈放させる。このような場合の通常の刑罰は、板子、即ち棒叩きである。そして、加えられるべき打撃の回数は、判事が上述の小さい棒のいくつかを床の上

に投げることによって示される。それぞれの棒が五回の打撃を表示する。尋問の間、ひざまずいて判決を待っていた被告人は、その時、附添人によってつかまれ、後の図版に見られる有り様で処罰される。判事は、棒を投げた後で、他の事柄について話し、茶を飲み、あるいはタバコを吸う。

どの判事でも、即決の方法で刑罰を執行する権限を与えられるのは、ただ、酩酊、いかさま、口げんか、なぐり合い、ちよろまかし、目上の人に対する横柄なふるまい、または不注意な行為などのような、シナの法律の些細な違反に対してだけである。犯罪がより厳しい警告を要求するような種類のものであるときは必ず、その犯罪は通常、五つ、あるいは六つの法廷によって審理される。それらの法廷は、告発に関する大変詳細な情報を要求するだけでなく、告発人の性格や態度を精密に調べる。

シナでは、どの人も、名誉や生命の計り知れない恩恵を不当に奪われないように、死罪の告発に対する訴訟手続きは、このように長引かせられる。そして、どの罪人も、彼の裁判が宮廷に送られ、彼の判決が皇帝によって裁可されるまでは、死刑を執行されることができない。

図版2 牢獄に送られる被告人



南京錠で留められた鉄の鎖が彼の首にまかれている。そして、もし彼が前に進むのを拒むならば、下級の司法公務員が、描かれているようにして、彼を強制的に駆り立てる。

図版3 審理のために護送される被告人



彼は一人の男によって先導されている。その男は犯罪者に公衆の注意を引く目的で、銅鑼を打つ。二人の別の男が彼の後ろを歩く。その一人は、裂かれた竹の束で彼の顔を上げたままにさせることに従事している。彼をより人目につくようにするために、小さい赤い旗が被告人の両側に結びつけられている。そして、彼の両手は彼の背中で縛られている。

図版4 棒叩きを受けている犯罪者



彼は平らにうつ伏せにされ、そして、彼の背中に膝をついている、一人の、必要であればより多くの、判事の従僕によって、その体勢に保たれている。一方、別の一人が彼の臀部に板子を加える。

板子は、厚い一本の裂かれた竹の棒で、下の端は幅約4インチ（約10cm。『大清律例』巻二、獄具之図に拠れば、竹板の大頭の幅は二寸（約6cm）である。佐立注。）で、上の端は、その器具をより手に持ちやすくするために、細くなめらかである。有力な官僚たちは、彼らが旅行し、あるいは公衆の中へ出て行くときは必ず、通常、彼らに付き従う一行の中に、これらの板子を持つ幾人かの者を連れている。そして、その者たちは、彼らの主人のうなずきを見て、描かれている方法で、彼らの役目を果たす用意ができています。（ここに脚注参照の記号がある。後の（原注）を参照。佐立注。）この儀式の後で、法律違反者は、彼の教育をよく気にかけてくれたことへのお礼をその官僚に言うのが慣例である。

（原注）この刑罰に関する同様の記述が、サー・ジョージ・ストーンンの『マカートニー卿のシナへの外交使節団の報告』（George Leonard Staunton, *An Authentic Account of an Embassy from the King of Great Britain to the Emperor of China*, London, 1798. を指す。佐立注。）の第二巻、四八八頁、及び、その二折判の巻の図版第三十一に見られる。また、旅団長メイソンの『シナの服装』の図版第五十六の説明文に

附された脚注にも見られる。

【訳者附記】

メイソンの The Costume of China の Plate LVI, A Boschee (先払いする従僕の意味であるが漢字不明。)の説明文に附された脚注に「裁判官は、軽微な法律違反に対して、即決の方法で、判決を執行する権限を与えられている。その目的のために、彼は通常、二人かそれ以上の人数の、板子を携える者を従えている。板子とは、棒叩きを加えるのに都合よく形づくられた竹の棒である。」と記されている。

図版 5 男の両耳をねじる

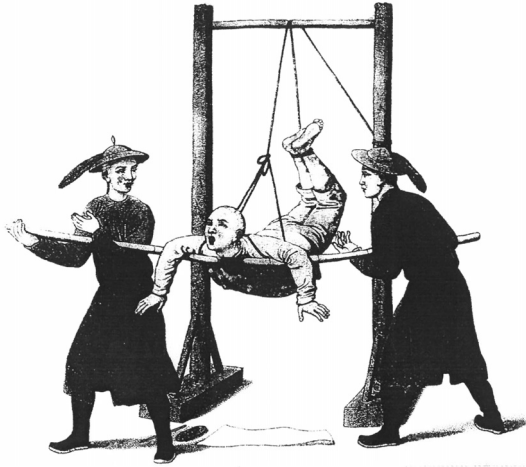


彼は、法廷で勤務している二人の男によって、しっかりと押さえられている。その二人の男は、両耳の軟骨をねじるという特別の方法によって苦痛を与えるよう指示されている。

【訳者附記】

この拷問は「擰耳」と呼ばれ、次の図版6の拷問は「懸吊」と呼ばれる。清律の刑律、斷獄、故禁故勘平人条に附された嘉慶十五年（一八一〇）の条例では、「擰耳」は合法とされているが、「懸吊」は違法とされている（鈴木前掲論文、二頁）。

図版6 ぶらんこの刑罰



この男は彼の両肩と両足首とで、大変苦しい体勢で吊り下げられている。時々、付き添いの二人の公務員が、彼の胸の下を通された竹ざおで彼を支えることによって、彼の苦痛のわずかな緩和を与える。彼が話すかもしれないことなら何でも書き留めるために、筆、インク、紙が用意されている。

この刑罰は、一つ前のものとともに、詐欺、不当な要求、その他、商取引のあらゆる不正なごまかしを行っているのを見つげられた商人に対して、主として加えられる。

図版7 船頭を懲らしめる



船頭、即ちイギリスでは watermen と呼ばれている者のために指定された、懲らしめの一種。何らかの不正行為の罪があると判決されると、彼はひざまずくことを強制され、司法公務員の一人が、彼がしりごみすることを妨げ、一方、もう一人が彼の髪をつかみ、厚い革でできた一種の二重の羽子板で、彼の顔の両側に、ある一定の数の打撃を加える。

図版8 通訳者を懲らしめる



大きな一本の竹の棒が彼のひざの後ろに置かれている。この棒は二人の男によって踏みつけられる。一人ずつ、それぞれの端に立つ。そして、彼らは、彼の身体に近づいたり、遠のいたりして、より大きい苦痛やより小さい苦痛をもたらす。故意の誤訳を見つげられた通訳者に対して命じられる刑罰である。

【訳者附記】

この拷問は「圧膝」と呼ばれ、嘉慶十五年の条例では合法とされている（鈴木前掲論文、二頁）。

図版9 拷問台



この野蛮で誤った恐ろしい器具は、ローマカトリックの諸国に特有のものではなく、
 自白を強要する目的で、シナでも使われている。両足首を拷問にかけるときにそれを使用
 する方法がこの図版の中に示されている。その器具は、一枚の厚く強い板で作られ、
 一方の端に、両手を固定するための装置を持ち、他方の端に、一種の二重の木製の万力
 を持つ。万力は、三本の丈夫な直立物から成っており、そのうちの二本は動かすことが
 できるが、それぞれの側面に固定された木片によって、動かないようにされている。被
 告人の足首はその装置の中に置かれ、一本の縄が直立物を回ってまかれ、二人の男に
 よってしっかりと握られている。主任の拷問係がその時、徐々にくさびをそのすき間に
 差し込み、交互に左右を変える。上部で拡張を強いるこの方法は、板に取りつけられた
 中央の直立物に向かって左右の直立物の下端が近寄ることを引き起こす。そして、それ
 によって哀れな受難者の両足首を締めつける。彼は、もし、潔白であることによって、
 あるいは、不屈の決意によって強化されるならば、彼の骨が完全に粉砕されてゼリーに
 なるまで、くさびの前進に耐える。

【訳者附記】

この拷問は「夾棍」と呼ばれる。清律の故禁故勘平人条に附された条例に「強窃盗・
 人命、及び情罪重大の案件の正犯、及び干連の有罪人犯、或いは証拠已に明らかにして、
 再三詳究するも実情を吐せず、或いは先に已に招認すること明白にして、後に竟に供を

改むる者は夾訊^{ゆる}を准す外、其の別項の小事は概ね濫りに夾棍を用いるを許さず。」と定められている。

図版10 指を拷問にかける



この拷問は、小さい木片を指の間に置くことによって、そして、その時、その木片をひもで大変強く引き寄せることによって行われる。それはしばしば風紀を乱した女性に対する刑罰として加えられる。

シナ人ほど礼儀に関する法律にうやうやしく注意を払う人民は存在しない。謙遜と自制との不断の外見を保つことに慣れているので、恥知らずの非行の有害な実例よりも、彼らの間でまねなものは無い。そして、もし、行為の中や言葉の中の礼儀の欠如は思慮分別の不足を示す、という古い格言の中に真理が存在するならば、シナ人は確かに、教養や洗練の点でシナ人にまさっていると気取っているいくつかの他の諸国民よりも、思慮分別があることを示している。シナのあらゆる階級の人々の一般的な礼儀作法は、彼らの人格と同じように慎み深い性質を帯びている。彼らは彼らの正しい言葉を不潔な意味にゆがめることに満足を見出さない。そして、ひどく無礼な言葉づかいはただ、共同体の全くのくずの間でだけ、そして、即時の、厳しい司法の懲らしめの危険を冒すときだけ、聞かれるのである。

【訳者附記】

この拷問は「拶指」と呼ばれる。清律の名例律、五刑条に附された条例に「拶指は五根の円木を以て之れを為る。各々長さ七寸（約22cm）、径円各々四分五釐（約1.4cm）。」と定められている。

図版11 男の目を石灰でひりひりさせる



少量の消和されていない石灰が数枚の木綿の布に入れられ、ぴったりと視覚器官に当てられる。

図版12 鉄の棒に鎖でつながれた犯罪者

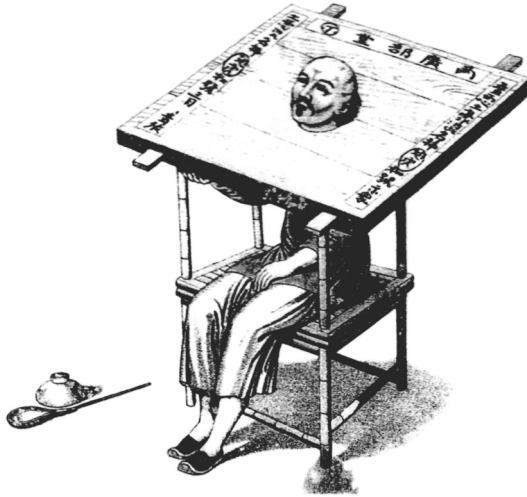


彼の首は大変幅が広い鉄のえりで取り巻かれている。そのえりは彼の両肩にぴったりと合っている。彼の脚は鉄の足かせがつけられ、えりと足かせとから、数個の鎖の輪が棒に及んでいる。棒は彼の頭より半ヤードほど高い。鎖の輪は、棒をすべって、囚人の動きに順応する。足かせに接着している小さい板切れは、座席として彼の役に立つ。棒の先端から小さい板が垂れ下がっている。その板の上に犯罪者の名前と犯した罪とが記されている。

【訳者附記】

この刑罰は「鎖帯鉄桿」と呼ばれる。この版画について、鈴木秀光「鎖帯鉄桿・鎖帯石礮と清代後期刑事裁判」(『法学』第七十五卷第五号掲載、東北大学、二〇一二年。一七六頁)に説明がある。この鈴木論文に拠れば、鎖帯鉄桿は、乾隆期から行われ、はじめは、律例に規定がない、皇帝の裁可も得ていない、権宜的な処分であったが、嘉慶十六年(一八一)以降、特定の省で行うことが許される処分として、条例に規定されるようになった。この処分は、主として窃盗の常習犯に対して、杖・枷号・徒刑の代わりに、あるいは、それらに附加して行われた。この版画に描かれている小さい札に「疊犯」と記されており、これは窃盗の常習犯を意味する。

図版13 木製の首かせの刑罰



この刑罰は大変不名誉なものと思われる。首かせは、重い木片で作られ、閉じ合わされ、中央に一つの穴があり、それは犯罪者の首にぴったり合い、彼は、この器具が彼に着けられると、彼自身の両足を見ることも、彼の両手を彼の口に近づけることもできない。彼は、どの居住地に住むことも許されないし、かなりの長さの時間、休むことさえ許されない。一人の下級の司法公務員が、彼が休むのを妨げるために、絶えず見張っている。夜も昼も、彼はこの重荷をかつぐ。それは、犯罪の種類と着用者の体力とに従って、だんだん重くなり、あるいは、だんだん軽くなる。普通の種類のこれらの木製の首かせの重さは、ただ50ポンド（約23kg）もしくは60ポンド（約27kg）であるが、重さが200ポンド（約91kg）のものがあり、そして、それは着用者にとって大変苛酷であるので、時々、恥辱、苦痛、適切な滋養物の不足、自然の休息の不足が原因で、着用者が首かせの下で死ぬことがあることが知られている。とは言え、罪人は、この刑罰を和らげる様々な方法を見つけている。その親類や友人達と一緒に歩き、彼らが首かせの四隅を支え、首かせが罪人の両肩にのしかかるのを防ぐ。首かせをテーブルやベンチの上に置いたり、木にもたれ掛からせたりする（原注。サー・ジョージ・ストーンンの二折判の巻の図版第二十八を参照。）（図版4の原注を参照。佐立注。）。または、添附の図版の描写に拠れば、器具を支えるための等しい高さの四本の柱がある、この目的のために組み立てられた椅子を持つ。この非常に重い負担が犯罪者に取りつけられるのは、常に、

それを命じた判事の前である。そして、首かせの両側に、木材が合わせられる所を渡って、長い紙片が貼られ、その上にその犯罪者の名前、彼が犯した罪、そして、彼の刑罰の期間が、大変明瞭な文字で書かれる。器具が開かれることを防ぐために、さらに、紙の上に印が押される。強盗の罪があると判決された者がこの首かせを着用するよう指定される通常の期間は三ヶ月である。誹謗、賭博、または治安妨害の罪を犯した者は、数週間かつぐ。そして、支払い能力のない債務者たちは時々、彼らが彼らの債権者たちを満足させるまで、それをかつぐことを命じられる。

犯罪者が首かせから解放されるのは、それを負わせた判事の面前ででなければならない。判事はその時、大抵、犯罪者を板子で数回叩くことを命じ、そして、今後はより規則通りに彼を処罰する、という警告を与えて、彼を去らせる。

この版画の中の人物の近くに、鉢とスプーンのような物とが描かれている。これらを使って、この状態にある人達は食べ物を与えられる。

【訳者附記】

この刑罰は「枷号」と呼ばれる。『大清律例』巻二、獄具之図に「枷。長さ三尺(96cm)、闊二尺九寸(約93cm)。枷は乾木を以て之れを為る。重さ二十五斤(約15kg)。斤数を枷上に刻み誌す。更に律例の内に、特に重枷を用いる者有らば、此の限りに在らず。」と記されている。一百三十斤(約78kg)の重枷が用いられることがあったが、康熙三十七年(一六九八)に永久に禁止された(『大清律例通考』巻四)。200ポンド(約91kg)の重枷は制度上は存在しない。「夜も昼も (by night and by day)、彼はこの重荷をかつぐ。」とあるが、清律の刑律、断獄、囚応禁而不禁条に附された条例に「枷号の人犯は(中略)朝に枷し、夜に放つ」と定められている。また、同じ条例に「患病に遇えば、即ち(ただ)に保釈医治を行い、痊愈(い)る日に補枷す。」と定められている。

「強盗 (robbery) の罪があると判決された者がこの首かせを着用するよう指定される通常の期間は三ヶ月である。」と述べるが、『大清律例』の中に強盗犯を枷号に処することを定める条例は存在しない。白昼搶奪律に附された条例の中には「枷号三ヶ月」の文言が見られるが、搶奪犯が通常、三ヶ月の枷号に処されることを意味するものではない。

「誹謗 (defamation)、賭博 (gambling)、または治安妨害 (breaches of the peace) の罪を犯した者は、数週間かつぐ。」とある。清律の刑律、罵詈、罵制使及本管長官条に附された条例に「公・侯・駙馬・伯・及び京省の文職の三品以上、武職の二品以上の

版画集『シナの刑罰』の訳注

官を毀^{そし}り罵る者は、杖一百。枷号すること一個月にて発落す。」「長安門外等の処に在りて、妄りに冤枉を叫び、原問官を辱しめ罵る者は、杖一百。一百斤の枷を用い、枷号すること一個月にて発落す。」、同じく刑律、雜犯、賭博条に附された条例に「賭博は兵民を分かつたず、俱に枷号兩個月、杖一百。」と定められている。「治安妨害」は何の罪を指すのかわからない。「支払い能力のない債務者たち云々」とあるが、借金を返すまで債務者を枷号に処する規定は存在しない。

この版画を見ると、首かせの上部に「兩広部堂、示。」。首かせの左部に「土惡混、名挿翅虎。枷号三月、責放。」、首かせの右部に「疊(疊の俗字) 惡土豪混、名挿翅虎。枷号示衆。」と記されている紙が貼られているのが描かれている。罪人の名として、本名ではなく、「挿翅虎(翼をつけた虎)」というあだ名が記されている。「兩広部堂」は兩広(広東、広西)総督を意味する。

図版14 大きな木塊に結びつけられた男

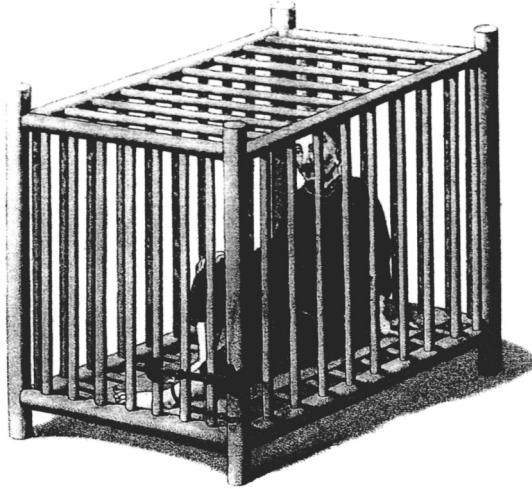


鉄の頑丈な一つの輪が、一塊の短く重い角材の一角を突き通されている。この輪から、一本の重い鎖が男の首を回って延びている。そして、南京錠によって、彼の胸の上で留められている。

【訳者附記】

鈴木前掲「簡介」論文は、この版画の木塊について、「鎖帯石礮の石塊が木塊になったものであろうか。」(三頁)と述べる。

図版15 檻の中の犯罪者



この人は、さらに、彼の首から彼の足首まで、一本の鎖によって縛られている。足首から、もう一本の鎖が伸びて、彼の木製の檻の隅柱の一つを回っている。二本の動かすことができる棒を通して、檻の中に入る。この二本の棒は、鉄のかんぬきによって固定されている。かんぬきは、いくつかのつぼくぎを通り抜けている。そして、南京錠によって、滑ることが防がれている。

一枚の板が、座席として、寝床として、囚人の役に立つ。

図版16 木製の管の刑罰



一本の竹の茎が用意される。それは罪人の身長にほとんど一致し、かなりの円周を持つ。この竹ざおは、完全に中空であり、一本の大きな鉄の鎖を通過させている。鎖の一方の端は、杭を回って固く留められ、他方の端は、彼の首の回りを一周して、そこで南京錠によって閉じられている。彼の両脚は、少数の輪の鎖によって、束縛されている。

図版17 犯罪者の膝腱を切る



この刑罰は、逃亡することに努力した犯罪者に加えられる、と報告されている。傷に対する止血薬として用いるために、一種のモルタルである Chunam（漢字不明。佐立注。）を入れている容器が手元に置かれている。自由への自然な傾向はこのような苛酷な懲らしめには値しない、と立法府が考えて、この刑罰は近ごろ廃止された、とされている（未詳。佐立注。）。

【訳者附記】

鈴木前掲「簡介」論文は、この刑罰について、「直接的な身体的苦痛を与えることよりも再犯の防止が目的であったと考えられる。」（四頁）と述べる。

図版18 窮屈な監禁



この罪人は、全身を伸ばして、一種の寝台架の上に固定されている。一つの短い丸太切れが枕として役立っている。彼の両手と彼の両足とは、鉄の手鎖と足鎖とで束縛されている。彼の首は一本の柱に鎖でつながれ、二つの南京錠によって締められている。

この図版は、図版15に描かれている檻の一部分を表現している。と思われる。

図版19 罪人を追放先に護送する



流刑を宣告された人は、一人の司法公務員によって、彼の今後の居住地として指定された地域へ、このようにして引かれて行く。彼は、寝床として彼の役に立つために一枚のごぎを、そして、荒天から彼を守るために一枚のヤシの葉を携えている。彼の背中に、彼が犯した罪、彼が受ける刑、そして彼の名前が、はっきりした文字で表示されている（この版画の罪人の赤い服の背中に「發遣犯人一名捕」という文字が見える。鈴木前掲「簡介」論文、四頁）。

この刑は、次のような人に対して科される。兄を殴った人。賭博によって、返済することができない借金を負った人。そして、犯罪者が彼の生まれ故郷にとどまるに値しないように見えるような他の諸罪を犯した人に対して。

罪人がこのようにしてどこか遠い地方へ護送される場合、彼らは呼び戻されることができる（恩赦があれば。佐立注。）。しかし、もしタルタル地方へ護送されるならば、彼らの追放は終身である（恩赦があれば帰郷できる。佐立注。）。

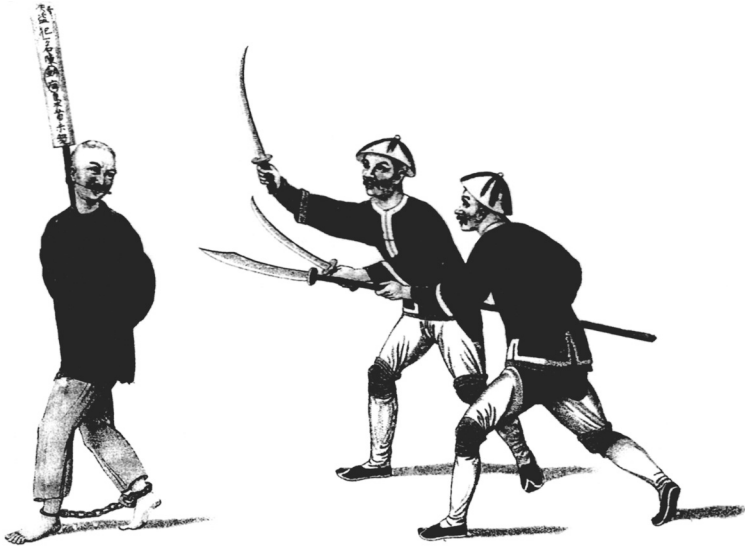
【訳者附記】

「流刑を宣告された人は、一人の司法公務員（an officer of justice）によって、（中略）引かれて行く。」とあるが、清律の兵律、郵駅、承差転雇寄人条に附された条例に

「人犯を起解するは、每名、的役二名・管押の兵丁二名を選差して護送せしむ。」と定められている（鈴木前掲「簡介」論文、六頁注九）。

兄を殴った人に流刑が科される、と述べるが、清律の刑律、鬪毆、毆期親尊長条に「弟妹、兄姉を殴る者は、杖九十・徒二年半。傷つくる者は、杖一百・徒三年。折傷する者は、杖一百・流三千里。」と定められており、兄を殴っただけでは流刑は科されない。賭博によって、返済することができない借金を負った人に流刑が科される、と述べるが、そのような規定は見当たらない。賭博の罪は、枷号两个月・杖一百に当たる（図版13の訳者附記を参照。）。

図版20 死刑執行場に護送される罪人



受刑者が足鎖をつけられている。そして、もし彼が罵詈雑言を吐くならば、さるぐつわをかませられる。彼の両腕は彼の背中で縛られている。そして、彼は、彼の名前、彼が犯した罪、彼が受ける刑が書かれた一枚の板を帯びている。もし彼が前に進むのをためらうならば、彼は、幾人かの下級の司法公務員によって、死刑執行の場所に追いつられる。

【訳者附記】

この版画的罪人が帯びている板に「奉旨処決盜犯一名、陳朝庚、梟首示衆。」と書かれている（鈴木前掲「簡介」論文、四頁）。清律の刑律、賊盜、強盜条に附された条例に「強盜して殺人放火し、人の房屋を焼く（中略）は曾て財を得るか否かを分かたず、俱に得財律に照らして、斬。^{ただち}隨即に奏請して、審決して梟示す。」と定められている。

図版21 縄による死刑



シナの通常の死刑は、絞首と斬首とである。前者は、最も普通のものであり、そして、死に値するけれども、ただ第二級の凶行であると考えられる罪で有罪であると認定された人に対して宣告される。たとえば、故意であっても、偶発的であっても、すべての殺人行為。政府に対して行われたあらゆる種類の詐欺。既婚か独身かを問わず、婦人に対する誘惑（とんでもない誤解である。佐立注。）。親に向かって罵ること。基地を略奪し、または、その外観をそこなうこと。破壊的な武器を用いた強盜。そして、真珠を身に着けることに対して（そのような規定は見当たらない。佐立注。）。貴重な宝石を身に着けることに対して死刑を当てるようにシナの立法者を導いた動機について、ありそうな推測を考えつくことは、おそらく不可能であろう。この事実は、それゆえに、ただ様々な記述者達の情報から述べられているだけであり（虚報であろう。佐立注。）、誰か未来の

注釈者によって説明されることが期待される。

罪人は、時々、弓のつるを用いて絞め殺される（未詳。佐立注。）。しかし、一般的な場合には、縄が用いられる。縄は罪人を十字架に結びつける。そして、ひと巻きの縄が彼の首の回りに掛けられ、その縄が一人の強壮な死刑執行人によって、きつく引っ張られる。

高貴な人々は、より名誉な死として、通常、絞首される。そして、皇帝が、死刑の判決を下された高級官僚に対して、特別な思いやりのしるしを示したい場合、皇帝は、その高級官僚に一本の絹の縄を、自分自身の死刑執行人になることの許可とともに送る。

【訳者附記】

絞首刑に当たる犯罪の例として、「故意であっても、偶発的であっても、すべての殺人行為（all acts of homicide, whether intentional or accidental）」が挙げられているが、清律の刑律、人命、鬪毆及故殺人条に「鬪毆して人を殺す者は（中略）並びに絞。故殺する者は斬。」と定められているように、偶発的な殺人は絞刑に当たるが、故意の殺人は斬刑に当たる。「政府に対して行われたあらゆる種類の詐欺（every species of fraud committed upon government）」とあるが、清律では詐欺の内容に応じて様々な刑が定められている。「既婚か独身かを問わず、婦人に対する誘惑（the seduction of a woman, whether married or single）」が和姦を指すとすれば、清律の刑律、犯姦、犯姦条に「和姦は杖八十。夫有る者は杖九十。」と定められているように、無夫姦は杖八十、有夫姦は杖九十にとどまる。「親に向かって罵ること（giving abusive language to a parent）」とあるのは正しい。清律の刑律、罵詈、罵祖父母父母条に「祖父母・父母を罵る（中略）者は並びに絞。親告を須^まちて乃ち坐す。」と定められている。

「墓地を略奪し、または、その外観をそこなうこと（plundering or defacing a burying-place）」が挙げられているが、清律の刑律、賊盜、発塚条に「墳塚を発掘して棺槨を見^{あらわ}す者は杖一百・流三千里。已に棺槨を開き、屍を見^{あらわ}す者は絞。発して未だ棺槨を見^{あらわ}さざる者は杖一百・徒三年。（中略）其れ器物・磚石を盜取する者は、賊を計り、凡盜に准じて論じ、刺を免ず。」と定められている。「破壊的な武器を用いた強盜（robbing with destructive weapons）」とあるが、清律の刑律、賊盜、強盜条に「強盜、已に行いて財を得ざる者は皆、杖一百・流三千里。但^おそ財を得る者は、首従を分かつ、皆、斬。」と定められているように、強盜の未遂は流刑、既遂は斬刑に当たる。「真珠を身に着けることに対して（for wearing pearls）」とあるが、清律の工律、营造、織造違

版画集『シナの刑罰』の訳注

禁龍鳳文段疋条に「民間、違禁の龍鳳文の紵・紗・羅を織造し、貨売する者は杖一百。段疋は官に入る。(小注。若し買いて僭用する者は杖一百・徒三年。未だ用いざる者は笞三十。)」と定められているように、天子御用の龍鳳文の織物を僭用してさえ、徒三年の刑にとどまるのであるから、真珠を身につけた者に絞刑を科する、という法令が発布されたことがある、とは考えられない。

図版22 斬首の方法



この種類の刑罰は、最高に不名誉なものとみなされ、シナ政府によって、次のような、社会にとって最も有害であると考えられている犯罪に対してだけ加えられる。例えば、皇帝の身体に対して攻撃を行う陰謀、暗殺（清律では凌遲処死に当たる。佐立注。）。皇帝の家族の誰かを殺そうと企てること。反乱。暴動。親を殴ること。その他の人道にもとる種類の犯罪。斬首されることを宣告された罪人は、地面にひざまずかされ、汚名が記された板が彼の背中からはずされ、そして、死刑執行人が、両手で握った刀の一撃によって、大変な手際のよさで、罪人の頭を打ち落とす。これらの首切り役人は、そして実際、シナの下級の司法公務員の大部分は、未開の野蛮人の慣習に従って（誤解である。

佐立注。)、兵士から選ばれる。この仕事は、他の諸国の刑罰執行の主要な公務員の地位よりも不名誉なものとはみなされていない。斬首は、シナ人によって、最も不名誉な種類の死であると思われる。なぜなら、ある人の主要な部分である頭部が身体から切り離されると、その身体は、彼が彼の両親からそれを受け取ったのと同じ完全な形で墓に葬られないからである。もし、ある大官が極悪な犯罪で有罪判決を受けたならば、彼は、最も卑しい人間と同じように、この方法で死刑を執行される。首が切断された後、それは、しばしば、公道の側で木からつるされる。胴体は溝に投げ捨てられる。法律が、その胴体は、通常の葬儀を行うだけの敬意を払う価値がない、とみなしているからである。

判決原案が皇帝の認可を求めて皇帝に提出されると、もし罪が第一級の非道の死罪であるならば、皇帝は罪人が猶予なく死刑を執行されること（「立決」と呼ばれる。佐立注。）を命じる。罪がただ普通の種類の死罪であるときは、皇帝は、罪人が秋まで収監され、その後で死刑を執行されること（「監候」と呼ばれる。死刑を執行するかしないかの審査が行われる。佐立注。）を指示する。その季節のある特定の日がそのような儀式のために当てられる。

シナの皇帝は、彼が彼の王国の政体を害することなく死刑の執行を避けることができるかどうかについて、彼が彼の最高の司法官僚達（六部の尚書・侍郎、都察院左都御史、通政使、大理寺卿等を指す。佐立注。）と相談するまでは、ある臣民に死刑を執行することを命じることが、ほとんどなかった。皇帝は、死刑執行の命令書に署名する前に、ある一定の期間、断食する。そして、皇帝陛下は、彼が正義の厳しい刀を彼の臣民の上に落下させる機会が最も少なかった彼の治世の年々を、最も輝かしい、最も幸せな年々として尊ぶのである。

【訳者附記】

この版画に描かれている札に「奉旨監斬逆首一名、何徳広、梟首示衆。」と記されている（鈴木前掲「簡介」論文、四頁）。

なお、『大清律例』を英訳したストーンは、その英訳の自序の中で、『シナの刑罰』の版画について、「画家の想像が、いくつかの例で、司法の通常の過程の中に置かれている、残酷さの、そして野蛮な執行の描写を生み出した。」（本誌前号掲載、拙稿「ストーン訳『大清律例』の「翻訳者の序文」）と述べているが、『シナの刑罰』の二十二枚の版画は、全て実写をもとにして作られたものであろう。